

徳島県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画用途地域及び特別用途地区

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課